

東京都立大学における大学等関係者以外の者によるシンボルマーク等の使用に関する要綱

(平成 31 年度首都大管企第 167 号 制定 令和 2 年 3 月 26 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都立大学におけるシンボルマーク等の取扱いに関する規程（平成 31 年度法人規程第 23 号）第 5 条に基づき、東京都立大学(以下「大学」という。)におけるシンボルマーク、シンボルカラー及びロゴタイプ（以下「シンボルマーク等」という。）等を同規程第 3 条 2 項に規定する者（以下「大学等関係者」という。）以外の者が使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第 2 条 シンボルマーク等は、次に掲げる目的において使用することができる。

- (1) 東京都公立大学法人定款第 24 条に規定する業務（東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校に関する業務を除く）に寄与する用途
- (2) 東京都公立大学法人後援名義等の使用許可に関する規程（平成 17 年度法人規程第 37 号）第 5 条に基づき東京都公立大学法人（以下「法人」という。）又は大学名の使用を許可された行事

(3) 大学等関係者、卒業生及び修了生等の愛校心醸成に寄与する用途

2 営利目的の使用は認めない。ただし、法人又は大学からの依頼等による場合を除く。

(使用の申請)

第 3 条 大学等関係者以外の者がシンボルマーク等を使用しようとする場合は、別記様式第 1 号により東京都立大学管理部企画広報課長（以下「企画広報課長」という。）を通じて学長に提出し、その使用の許可を得なければならない。

(使用許可の決定)

第 4 条 企画広報課長は、前条に規定する申請が次に掲げる各号のいずれにも該当しないと認めたときは、シンボルマーク等の使用許可を決定するものとする。

- (1) 大学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれのあるとき。
- (2) シンボルマーク等の使用目的が適切でないとき。
- (3) デザイン等の使用方法がビジュアルアイデンティティマニュアルに違反し、又は違反するおそれのあるとき。

(使用停止又は使用許可の取消し)

第 5 条 企画広報課長は、前条の許可を受けた者のシンボルマーク等の使用について、前条各号のいずれかに該当すると認めた場合又は前条で許可した範囲を

超えた使用と認めた場合は、シンボルマーク等の使用を停止、又は使用許可を取り消すことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

シンボルマーク等使用許可申請

シンボルマーク等使用許可申請

東京都立大学学長 殿

申請団体名

住 所

代表者氏名

電 話 番 号 ()

印

下記によりシンボルマーク等の使用許可を申請します。

なお、使用に当たっては、貴学の指示及びVIマニュアルを遵守します。

記

1 使用目的（※1）	
2 使用する品名とその用途	
3 使用期間・数量	
4 見本（※2）	別紙のとおり
5 担 当 者	所属 氏名 電話番号 E-mail

※1 要綱第2条第1項(1)(2)に該当する場合は、可能な限り根拠資料を添付してください。

※2 見本には必ずサイズを記載（あるいは実寸で記載）してください。

見本は紙、電子データのいずれでも結構です。ただし、電子データによるカラー見本の場合は、必ず色見本を添えてください。

※3 この申請書に記載しがたい場合は、適宜別紙を添付してください。